〇和歌山市環境基本条例
平成８年１２月２０日
条例第５６号
改正 平成２５年３月２６日条例第１６号
平成２７年３月１９日条例第２号

目次
第１章 総則（第１条―第７条）
第２章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
第１節 施策の基本方針（第８条）
第２節 環境基本計画（第９条）
第３章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第１０条―第２３条）
第４章 地球環境保全の推進（第２４条）
第５章 環境審議会（第２５条―第３２条）
附則

第１章 総則
（目的）
第１条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
（定義）
第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
（２） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
（３） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第８条において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
（基本理念）
第３条 環境の保全及び創造は、市民の健康で文化的な生活を営む上で必要となる健全で恵み豊かな環境及び市民と自然が共生する環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
２ 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
３ 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。
（市の責務）
第４条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（事業者の責務）
第５条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
２ 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
（市民の責務）
第６条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。
２ 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
（年次報告書）
第７条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。
第２章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第１節 施策の基本方針
第８条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施に当たっては、総合的かつ計画的に推進するものとする。
（１） 大気、水、土壌等の自然的構成要素を良好に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
（２） 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、海、川、水辺地等における多様な自然環境を積極的に保全し、市民と自然が共生する快適な環境を創造すること。
（３） 水や緑に親しむことのできる都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の保全を図り、快適な生活環境を創造すること。
（４） 環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進し、地球環境保全に貢献できる環境にやさしい社会を構築すること。
（５） 環境の保全及び創造に関して効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。
第２節 環境基本計画
第９条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる和歌山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
２ 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１） 環境の保全及び創造に関する目標
（２） 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
（３） 前２号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３ 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
４ 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的事項について、あらかじめ、第２５条に規定する和歌山市環境審議会の意見を聴かなければならない。
５ 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
６ 前３項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
第３章 環境の保全及び創造を推進するための施策
（施策の策定等に当たっての配慮）
第１０条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。
（規制の措置）
第１１条 市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。
２ 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（協定の締結）
第１２条 市は、環境の保全及び創造のために必要があると認めたときは、事業者と協定を締結することができる。
２ 協定を締結した事業者は、当該協定を遵守しなければならない。
（施設の整備その他の事業の推進）
第１３条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
２ 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
（資源の循環的な利用等）
第１４条 市は、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、廃棄物の減量、エネルギーの効率的な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めなければならない。
（教育及び学習の振興等）
第１５条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
（民間団体等の自発的な活動の支援）
第１６条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。
（情報の提供）
第１７条 市は、第１５条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等並びに前条の民間団体等の自発的な活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造

に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。
（民間団体等の参加等の推進）
第１８条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、民間団体等の参加及び協力を促すため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（調査研究の実施）
第１９条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究の実施に努めるものとする。
（監視等の体制の整備）
第２０条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。
（施策の推進体制の整備等）
第２１条 市は、その機関相互の連携を緊密にするとともに、施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。
２ 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、民間団体等と協力して取り組むことができるよう必要な措置を講ずるものとする。
（国及び他の地方公共団体との協力）
第２２条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。
（財政上の措置）
第２３条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第４章 地球環境保全の推進
第２４条 市は、地球環境保全に貢献するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２ 市は、地球環境保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
第５章 環境審議会
（環境審議会の設置）
第２５条 本市に、和歌山市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２６条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
（１） 環境基本計画に関し、第９条第４項に規定する事項を処理すること。
（２） 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
（組織）
第２７条 審議会は、委員１６人以内で組織する。
２ 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
（１） 環境の保全及び創造に関する学識経験を有する者
（２） 関係行政機関の職員
（３） 市民
（４） その他市長が必要と認める者
（任期）
第２８条 委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２ 委員は、再任されることができる。
（会長）
第２９条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
２ 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第３０条 審議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。
２ 会長は、会議の議長となる。
３ 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
４ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５ 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。
（庶務）
第３１条 審議会の庶務は、市民環境局環境部において処理する。
（委任）
第３２条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附則
この条例は、平成９年４月１日から施行する。
附則（平成２５年３月２６日）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
附則（平成２７年３月１９日）
この条例は、平成２７年４月１日から施行する。